

第22回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

平成26年5月30日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者	片 渕 明 子	（学識経験者委員）
	志 賀 勝	（佐賀地方裁判所唐津支部長）
	嶋 村 勲	（佐賀地方検察庁次席検事）
	鈴 木 浩 美	（佐賀地方裁判所長）
	西 かおり	（学識経験者委員）
	西 岡 正 博	（学識経験者委員）
	仁 部 和 浩	（学識経験者委員）
	福 田 恵 巳	（佐賀県弁護士会弁護士）
	堀 正 俊	（学識経験者委員）
	山 津 善 保	（学識経験者委員）

② 家裁委員会委員

出席者	宇都宮 忠	（学識経験者委員）
	金 子 隆 雄	（佐賀家庭裁判所判事）
	草 場 真智子	（学識経験者委員）
	小 西 みも恵	（学識経験者委員）
	鈴 木 浩 美	（佐賀家庭裁判所長）
	中 野 美智子	（学識経験者委員）
	成 富 典 光	（学識経験者委員）

花 田 かつえ（学識経験者委員）

東 島 浩 幸（佐賀県弁護士会弁護士）

(2) 説明担当者

佐賀地方裁判所 杉田友宏刑事部総括判事

佐賀地方裁判所 河相秀達刑事首席書記官

(3) 庶務

佐賀家庭裁判所 宮下美和家裁総務課長

4 議事

(1) 佐賀地方裁判所委員会委員長の選任及び委員長代理の指名

鈴木委員が委員長に互選され委員長が志賀委員を委員長代理に指名した。

(2) 佐賀家庭裁判所委員会委員長の選任

鈴木委員が委員長に互選された。

(3) 全体協議（テーマ「裁判員裁判について」）

(ア) 裁判員制度の説明

説明担当者から、「5年間の振り返りと課題」、「裁判員選任手続」について説明がされた。

(イ) 意見交換

（文中、○は学識経験者委員、●は法曹資格を有する委員、■は説明担当者等の発言）

■（委員長）

裁判員裁判を傍聴された委員から御感想や御質問等をお伺いしたい。

○裁判員は証人尋問などで検察官，弁護士等の話を聞きながら，中立の立場でどのように判断したらいいのか非常に難しいのではないかと感じた。

○傍聴した事件では被告の精神状態が不安定であり，精神状態について専門家が画面を使って解説され，裁判員の方によりわかりやすいように工夫をされている印象であった。精神鑑定などをわかりやすく説明されていた

が、その場で説明を聞いてすぐに理解できるものなのか疑問に思った。説明のために裁判員の拘束時間を長くしてしまうのか、スピーディに進めるのか、バランスが難しいのではないかと感じた。裁判員は様々な年齢、職業の方がいらっしゃるので、裁判員全員に法律や専門的なことを理解してもらうまで説明を尽くさないといけないのではないかと思うと、裁判所は大変だなという感想を持った。

●立証責任を負っている側の検察官は、十分にその内容を理解し、裁判員に伝えやすくするための準備をする。精神科の医師に証人をお願いするときは打合せを行い、法廷では資料を示しながら説明する。いろいろと工夫しても理解が難しかったという感想の方もいらっしゃるのでは、更なる工夫ができるのか考慮しながら立証準備を行っている。

○専門的知識が必要になることもあると思うが、裁判員に対し事前勉強会は行われているのか。法廷で初めて説明を聞くことになるのか。

■（委員長）

事前の勉強は制度として想定されておらず、実際行っていない。

なお、佐賀では、選任してから裁判が始まるまでの間に2～3日間あけてあることが多いが、通常は午前中に選任し、午後からすぐに裁判に入るケースがほとんどである。

○裁判員裁判では、裁判自体が淡々と進んでいくのだなという感想を持った。

■（委員長）

これまでの5年間の振り返りと課題、裁判員の選任手続きを中心に説明させていただいたが、御質問あるいは御意見などをお伺いしたい。

○裁判員候補者の出席率は、年を追う毎にだんだん減少しているのか。

■出席義務者の中から出席する方が年々減ってきている。全国的にも同じように年々出席率が低くなっている。

○抽選から外れた方は、もう2度と呼出状は来ないのか。

■裁判員選任期日に出席され抽選から外れた場合には、候補者名簿から除外されるので、1年間は選任されない。但し、辞退が認められた方については、あくまでも該当事件のみ辞退が認められただけであるので、候補者名簿に名前が登載されている間は、選任される可能性がある。そういう方には、別途書面をお渡しして、次回も同じような形で呼び出される可能性があるので、その時は事情を記載して提出していただくよう説明している。

○選任期日の抽選で裁判員6人が最終的に選ばれるが、男女の比率や年代などは、抽選には加味されないのか。例えばわいせつ事件では裁判員に選任された人たちの感情や思いなど、それぞれ見方が違うのではないかと感じた。

■選任システムでは、特定の事件ごとに男女の比率を決めることは一切できない。裁判員が男性のみ女性のみになることもあるし、年齢もバラバラである。

■（委員長）

抽選の制度は、説明させていただいているとおり性別、年齢は全く関係なくコンピューターで無作為に抽選している。ただ、候補者になる過程では、理由なき不選任という制度があるため、検察官と弁護人は理由を言わずに一定の人数除外ができる。アメリカの陪審員選任の過程で、かなり露骨な除外を行うことは報道されているとおりだが、日本の場合は、裁判員候補者を事前に明らかにしていないため、制度的にも作為ができないところは特徴として申し上げることができる。

●質問者の趣旨は、例えばわいせつ事件では女性を必ず1名加えるなどした方が公平な裁判ができるということか。

○選挙権を持っている全員から裁判員が選ばれる可能性があるのですが、もし男性ばかりの裁判員だったらどうなるのかと不安に思った。また様々な年齢層から選任した方が公平な裁判ができるのではないかと考えた。

■候補者名簿に登載された段階から無作為であり、具体的事件で候補者名簿の中から裁判員候補者を選ぶときも無作為である。結果的に男性ばかりになることもあるかもしれないが、制度上はすべて無作為が前提になっているので、性別も年齢も人口比が反映されるように設定されている。

○障害がある方が選任されたときの対応についてお伺いしたい。佐賀は選任の2～3日後から裁判が始まるとのことなので、資料を準備するなどの配慮ができるのかもしれないが、選任当日の午後から裁判が始まる場合、積極的に裁判員をやってみようと思われた方については、どのような配慮を考えられているのか。

■選任手続の呼出状を送付する際に、いろいろな御事情を書いて送り返してもらった「事前質問票」というものを併せて同封している。例えば目が不自由な方の場合、事前質問票に御事情を記載していただければ、あらかじめ点字などを準備することができる。選任手続だけでなく裁判員に選任された後も法廷での審理内容を理解していただくための態勢作りも可能である。

○認知症の認識がない方が裁判員に選ばれ、選任後に判明した場合の対処は考えられているのか。

■明らかに裁判員を務めるのが不可能であるとわかるようであれば、制度上裁判員を辞退していただき、補充裁判員と代わっていただくことが可能である。

○精神的な配慮についてお伺いしたい。裁判員を経験した方から、守秘義務について葛藤を感じているとの相談はないか。

■実際に裁判員経験者の話を聞く「裁判員経験者との意見交換会」を当庁では3回行ったが、経験者はそれほど大変ではないと言われていた。しかし、中には大変な思いをされている方もいらっしゃると思う。

■（委員長）

守秘義務について補足すると、法廷は公開されており、法廷で調べたことは秘密ではないため、みなさんが想像されているよりも負担は少な

いのではないかとと思われる。一方、評議での裁判員の発言、結論に至った経緯などは、評議の秘密に触れることとなる。裁判員に対して守秘義務について説明するときに、例えば仕事の際、職業上・契約上の義務として職務上知り得た顧客の個人情報を守らなければならないことに近いのではないかという話をすると、納得される方が多い。先日行われた意見交換会に出席された経験者は「自分たちは負担感を持っていない」と話されていた。

●裁判員の過剰な負担にならないよう裁判所が配慮しているのはわかるが、他の委員の発言にもあったように、短期間の審理で争点を無理に制限すると、充実した審理や真相解明に弊害が出るなど、バランスの取り方が一番難しいと思っている。「市民の方は常識のプロということで裁判官と同等の立場で裁判員になるのだから、自信を持ってやってもらいたい」ということを裁判員の方にお伝えしたい。

○先日の新聞で、裁判員制度が始まって5年間の佐賀地裁のデータを基にして書かれた記事があった。初年度は審理がわかりやすかったと数字上で高く評価されていたのに年々下がっている。数字が下がってきた原因がどこにあるとお考えか。

■アンケート結果の数字がだんだん下がってきているというデータは、いい裁判が実際にできているかどうか客観的に見ることのできる大切なものであると考えている。裁判員裁判が、徐々におざなりになっているとは思っていないので、数字が減少している理由は現時点ではわからない。むしろ最初の頃と比較すると、今の方がはるかに法廷での審理もわかりやすいものになっているはずだと考えていた。これから原因を探し、わかれば一つずつ乗り越えられるような対応策をとっていかなければならない。

○求刑と判決の乖離はどういう状況だったのか。これまで佐賀において死刑判決が出されたことはあるか。裁判員の心理的な負担を考慮して、裁判員制度で

は、死刑判決を下すことを避ける傾向があるか。

■まず求刑と判決結果との乖離だが、求刑を超える判決は1件出たことがある。死刑判決は出たことがなく、死刑が求刑された事案もない。裁判員裁判だから死刑を避けた方が良いという議論はあっておらず、法制度として死刑がある以上は、その前提で何が相当であるのかを考えている。

5 次回の予定

(1) 日程

平成26年11月14日（金）午後1時30分から（地裁委員会，家裁委員会合同開催）

(2) 意見交換テーマ

「家事事件手続法について」（仮題）